

会議録

会議の名称	第9回 西東京市農業振興計画推進委員会
開催日時	平成26年7月30日（水曜日） 午後1時30分から3時30分まで
開催場所	保谷庁舎 別棟B、C会議室
出席者	委員：後藤委員長、北沢副委員長、長谷川委員、吉川委員、松本委員、村田委員、保谷委員、大谷委員、藤波委員 事務局：五十嵐課長、矢澤主幹、師岡主事
議題	(1) 農業経営基盤強化促進法の改正に伴う基本構想の改正について (2) 第2次西東京市農業振興計画における個別事業の展開について (3) 平成26年度 第2次西東京市農業振興計画における検討事項について
会議資料の名称	資料1 農業経営基盤強化促進法の改正に伴う基本構想の改正について 資料2 東京都農業振興基本方針 資料3 第2次西東京市農業振興計画における個別事業の展開 資料4 平成26年度 第2次西東京市農業振興計画における検討事項 資料4-1 市民農園の新しい展開 資料4-2 認定農業者への支援の拡充の検討 資料4-3 地元と連携した後継者育成 資料5 西東京市農業振興計画推進委員会 委員名簿
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○委員長： 開会前に事務局から発言を求められているので、これを認める。</p> <p>○事務局： 4月1日付で東京都中央農業改良普及センターの人事異動があったので、紹介させていただく。これまで西村委員にご出席いただいていたが、異動のため、後任に藤波春美主任普及指導員に本委員会委員をお務めいただくこととなった。</p> <p>(藤波氏に委嘱状交付)</p> <p>次に事務局の人事異動について紹介させていただく。4月1日付人事異動に伴い、産業振興課長に昇任した五十嵐豊。都市整備部道路管理課から転入した産業振興課主任の三澤政光。</p> <p>○委員長： 第9回農業振興計画推進委員会を開催させていただく。まず、傍聴者の確認をお願いする。</p> <p>○事務局： (「傍聴者なし」の報告)</p> <p>○委員長： 資料の確認をお願いする。</p> <p>○事務局： (配布資料の確認)</p>	

○委員長：

次第にしたがって、議事を進める。議題1の農業経営基盤強化促進法の改正に伴う基本構想の改正についてについて、事務局より説明を求める。

○事務局：

(資料1及び資料2の説明)

○委員長：

第2次農業振興計画の28ページ7の後ろに、「8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標及び農業経営の指標」を追記するかたちの改正ということによいのか。

○事務局：

そのとおりである。なお、本日欠席している東京都農業振興事務所の中里委員に、事前に改正案をお示しし、東京都の基本方針との整合性の部分について、確認していただいている。都知事承認を前提とした事前確認は、済んでいる。

○副委員長：

法律の改正に伴って必要となる項目は、盛り込まれていると理解してよいか。

○事務局：

そのとおりである。

○委員長：

新規就農者の目標が年間4人となっている根拠は、何か。

○事務局：

西東京市では、全くの新規就農は、農地の取得等の問題から困難であるが、農業後継者としての就農者がいる。過去5年間の実績を踏まえ、年間4人の目標を設定した。

副委員長：

法律の改正に伴って、新たに農業経営を営もうとする青年等は、市に青年等就農計画を提出し、市が認定新規就農者として認定することになる。従来、都が認定していたものが、市町村段階に下りてきたため、必要となった改正事項である。

認定されると国から青年就農給付金が受けられるといった制度もある。ただし、西東京市では、新たに農業経営を営もうとすることは、難しいと思われる。

○委員長：

基本的には、農家の方の後継者が就農するとのことである。国の白書によると、農業法人への就職という形での就農が増えているようであるが、西東京市では、そのような形での就農は、難しいのか。

○事務局：

農業法人自体が、市内になく、組織への就農は難しい。

新規就農者の把握は、都とJAで共催しているF&Uターンセミナーの受講者の実績から把握し、それを元に目標値を設定した。

○委員：

労働時間のことについて、1,800時間とした根拠は何か。

○事務局：

第2次西東京市農業振興計画の27ページに農業者に係る労働時間と農業所得目標が示されている。他の農業者の労働時間との均衡を考慮し、同じ目標値とした。

○副委員長：

東京都全体でも、農業者の年間労働時間の目標を1,800時間としている。

○委員長：

国の考えでも、他の産業と均衡する労働時間として、1,800時間を目標数字として示している。

○副委員長：

全国的に、農業者の年間労働時間について、年間労働日を225日とし、1日8時間を掛けた1,800時間を目標として設定している。

○委員長：

この件については、原案のとおりとし、今後の手続きを進めてもらうこととする。

次に、議題の「(2) 第2次西東京市農業振興計画における個別事業の展開について」を議題とする。

事務局に説明を求める。

○事務局：

(資料3の説明)

○委員長：

今年7月まで実施した概要の説明があったが、この件について質問があるか。

○委員：

ファームカーが利用されていることに、安心した。

○委員長：

食べ歩きキャンペーンの内容はどういうものか。

○事務局：

キャンペーンに参加するめぐみちゃんメニュー認定店及び参加農業者を紹介した食べ歩きマップを作成し、7月19日から8月31日までの間、キャンペーンを実施している。市内産農産物を活用したオリジナルメニューを提供してもらった飲食店等に足を運んでもらい、注文・購入された方に抽選で農産物をプレゼントする企画である。

○副委員長：

生産者の野菜・果物などの納入は、直接納入か、間に何か組織を通してしているのか。

○事務局：

直接、納入してもらっている。生産者が届ける場合と商工業者が取りに行っている場合とがあり、マッチングの中で調整している。保谷委員、大谷委員にも参加・協力していただいている。

今回のキャンペーン用食べ歩きマップの配布以外にもホームページを活用し、随時、情報を提供している。

○委員：

食べ歩きマップは、非常によい企画であるが、どこで配布しているのか。

○事務局：

1万部を印刷、田無・保谷両庁舎の窓口、公民館等の施設等で配布している。

○委員：

こういう企画は、継続して行っていくことが必要である。マンネリ化を防ぐ企画の工夫も必要である。

○委員長：

農業者側の意見は、どうか。

○委員：

発注が少量であること、納入の時間を合せなくてはならないこと等、結構、手間がかかり、大変である。しかし、農業者の情報をもっとPRしてくれると協力者が増えるのではないか。

○委員：

この企画の会議、打合せは、どういう人たちとどんなことをやっているのか。

事務局：

説明会、交流会を併せて行った。JA、商工会の協力を得て、この事業の情報提供を行い、興味を持たれた農業者、商工業者に参加いただき、そこで双方の顔合わせを行った。これまで2回開催し、事業の説明を行った。1回目は、顔合わせ程度であったが、2回目は、農業者に農産物を持ってきてもらい、商工業者には作られたメニューを持ってきてもらって、その場で食しながら話をしてもらった。現状、マッチングができて発注ロットが小さい等の問題がある。ただし、地産地消の取組であるめぐみちゃんメニュー事業は、一過性のものとせず、なるべく長く行ってきたい。双方向の情報発信を土台にしてこの事業を展開していきたい。

○委員長：

ほかに意見等があるか。

(発言なし)

○委員長：

ないようなので、次に、「(3)平成26年度 第2次西東京市農業振興計画における検討事項について」を議題とする。

はじめに、検討事項のうち、「市民農園の新しい展開」について事務局に説明を求める。

○事務局：

(資料4-1の説明)

○委員長：

「市民農園の新しい展開」について、利用者負担金を、どう考えるべきであるかということ、新しい展開についてどんなことが望ましいのかということについて意見を伺いたい。決定については、次回とし、本日は、自由に意見を出していただきたい。まず、利用者負担金について、意見を伺いたい。

資料4-1で、本市の市民農園の運営に係る予算状況の歳出の内訳に、委託料があるが、具体的に説明してもらいたい。

○事務局：

農園内の荒れた区画の確認、清掃、点検等の巡回管理を、シルバー人材センターに委託していることに係る委託料である。

○委員長：

市民農園は、生産緑地でないところを借りて、固定資産税を免除している。数字で示されていないが、固定資産税の免除分も費用として考えることもできる。資料4-1では、税の免除を加味していない収入と支出を比較したデータとなっている。

○事務局：

本市は、費用徴取している25市の中で一番安くなっているが、単に一番低いから上げるというのではなく、新しい展開という視点を含めた費用を考慮して議論をお願いしたい。

○委員長：

今後の展開を含めた費用を考慮し、利用者負担金を議論していきたい。

○委員：

市民農園の申込倍率は、どのくらいか。

○事務局：

平均して、3倍程度である。

副委員長：

利用者負担を固定資産税の額を元に決めている自治体が多いのではないのか。

○事務局：

固定資産税の額を元に決めている自治体もあるが、調査の結果、料金には10倍以上の幅があり、付加価値を考慮して決めている自治体も多いことが明らかになった。

○委員長：

利用者負担金を上げている自治体が多いのか。

○事務局：

値上げを検討している自治体もあるが、全体的な動向についてはデータを持っていない。

○副委員長：

歳入が768,000円、歳出が1,674,200円となっているが、その差が、市の負担となっていると理解してよいのか。

事務局：

そのとおりである。留意点として、隔年で2園と3園の募集を行い、歳入は、利用手続き時に2年分の利用者負担金を納めてもらっているため、年度によって変動が生じる。歳入の平均としては、年額1,500円に区画数363を乗じた金額ということになる。

○委員：

使っている人の意見は何か把握しているのか。安いからいいのか、少し高くてもコミュニティとか、付加価値を求めているのか。また、市がお金をかけて、農業を理解してもらおうとか、コミュニティを作る手段を整備するなどの方策を考えるのか。また、利用者の年齢構成は、どうなっているのか。

事務局：

第2次農業振興計画の調査報告書策定にあたり、市民農園利用者の意向について、アンケート調査を実施している。

市民農園を利用されてどうだったかという質問に対して、複数回答であるが、一番多かった回答は、農業体験ができて楽しかった71.1パーセント、二番目は利用料が安くて利用しやすかった63.2パーセント、三番目に自宅に近くて利用しやすかった34.2パーセントとなっている。現在よりも料金を支払ってもよいので、農業者からの栽培指導があれば受けたいは、9.2パーセント、コミュニティに関連した質問で、他の利用者ともっと交流したいは、わずか3.9パーセントという結果であった。

利用者の年齢構成であるが、60歳代が40.8パーセント、70歳代が28.9パーセント、50歳代が14.5パーセントで、この3つの年代層で殆どを占めている状況である。

○委員長：

農業体験農園と比べると、利用者の年齢が高い人が多いようである。農業体験農園の方はどうか。

○委員：

最近では、30代、40代の割合が増えている。

現状の市民農園の利用料は、安すぎる。歳入、歳出のバランスを取らないといけない。また、管理の手間や費用を考慮すべきである。

○委員：

何をもって適正な管理と言えるかの判断は、難しい。また、市民農園利用者の意向や意識は、様々で一括りにできないが、景観の問題からも、見直しが必要である。何らかの管理が必要で、また、講習も参加がどれだけあるかわからないが、それらの付加価値をつけるとすれば、費用もかかる。利用者の意向だけでなく、市として農地を守っていくという観点が必要である。

○事務局：

市民農園の管理について、シルバー人材センターへの巡回管理委託は、平成24年度から行っている。それまでは、一つの農園のみ、管理委託を行っていた。現状、農園により巡回頻度が異なるが、各農園とも毎日巡回しているわけではない。巡回管理を導入したことにより、近隣苦情は、格段に減った。管理委託をしないと施設としての管理は難しい。

○委員：

雑草の問題は、市民農園を借りている人の責任である。そのことは、借りている人にはっきり伝えなくてはならない。シルバー人材センターへの委託費がこんなにかかっていることに驚いた。自分自身、特定農地貸付法による市民農園を開設しているが、利用の条件として除草を徹底するというのを付け加えている。これは、景観維持の点からも絶対に必要なことで、農地としてみてもらうには、雑草を排除しなくてはならない。このことは基本的な問題であり、きちんと理解している人に貸す必要がある。これを守らない人を入口のところで排除しないと、費用もかかってしまい、農地の管理の問題が生じる。うちの場合は、夏場に2回ほど除草の日を設け、利用者皆で除草をする。そのことで、お互いのコミュニケーションが生じ、管理できる人が、できない人へのアドバイスをするなど、除草等への意識が芽生えている。市民農園の場合は、農地を

貸している人が全く関与していないことが問題である。固定資産税を減免しており、そこを含めた費用対効果を考えれば、せめて雑草の管理は、所有者と利用者との間で、できるだけしてもらわないといけない。健康上の問題で農地の管理できない所有者もいるが、管理のことを理解してもらった上で借り、できるだけ費用をかけないという工夫が必要である。所有者が健康であれば、雑草の管理をしてもらうことを条件に農地を借り上げることを検討すべきではないか。

○副委員長：

受益者負担について、市としての考え方は、何かあるか。

○事務局：

受益者負担については、西東京市として、手数料、使用料について基準を設けている。市場的服务と非市場的服务、また選択的服务と非選択的服务に分け、負担割合を示している。市民農園は、市場的服务でかつ選択的服务に分類され、コストの負担割合は、7割から10割となっている。ただし、利用者の急激な負担増を避けるため、引き上げの率は、原則として従前の額の概ね5割を限度とする旨の基準もある。市民農園の利用者負担金は、手数料、使用料に含まれないが、準じる形で判断したい。

○副委員長：

自分の住んでいる武蔵野市で、市民農園を自分も利用したが、利用者負担金は、年6,000円であった。6,000円でも安いと思う。新たな付加価値も検討することであり、値上げしても理解してもらえるのではないか。

○委員：

利用者の立場で考えてみたが、他市の利用者がどのくらい費用を負担しているのか、税負担を含め市から持ち出しをしていることや、市の財政状況のこと、値上げ幅は5割を目途に段階的にあげること等を周知することで、実施してみたらどうか。募集区画の3倍の利用申し込みがある中で、限られた利用者だけがサービスを楽しんでいる状況でもあり、値上げしてもしょうがない。

委員長：

新しい付加価値のところで、栽培見本区画の設置、栽培コンクールの開催、栽培技術指導等の導入等が、実現性の高いものとして考えられるとなっているが、このことについて意見はあるか。

○委員：

田無市と合併する前に2年間、保谷市の農業祭の中で、市民農園の農産物対象に栽培コンクールを実施し、表彰したりした。たくさんのお品はないが、参加者は一生懸命やっていた。

委員：

資料4-1の最後のところに、各市にはトイレ、倉庫、休憩舎、駐車場、管理事務所等の設置例もあるが、利用者からの要望は多くないとあるが、本当にそうなのか。現状をよく見て、現場に必要なのかという観点で考えて、判断してもらいたい。

委員長：

いろいろな意見をいただいたところであるが、利用者負担金については、ある程度安いだろうというのが大方の意見のようである。ただ、先ほど言ったように栽培見本区画の設置をするといろいろなことをやるということになると、全体の管理・運営をどうしていくのかということに関わってくる。今のようにシルバー人材センターに巡回で管理を任せるというやり方のまま、新

しいことを組み入れていくことは、難しいと思われる。そういうことを含めて、新しい付加価値をつけていくことになったとき、どんな運営をしていくかということも考えた上で、利用者負担金のことも考えていくことになると思う。支出で減らせる部分、プラスになる部分が出てくるので、それらを踏まえて具体的に検討していきたい。

次に「認定農業者への支援の拡充の検討」について、事務局に説明を求める。

○事務局：

(資料4-2、資料4-2別紙の説明)

○委員長：

現状、西東京市の認定農業者への支援は、堆肥の購入などに限られている。他市では、農機等の整備に対する補助制度の例もあるとのことである。

○事務局：

課題として、ハード面の整備については、財政負担が大きいことがある。東京都には、都市農業経営パワーアップ事業があり、従来、認定農業者の施設等整備については、この事業を活用してきている。本市では、認定農業者に特化した補助制度を持っていないので、その辺は、検討の余地があると考えます。

○委員長：

認定農業者は、第2次農業振興計画の28ページにある「経営モデルの例示」の(ア)から(エ)までの4つのモデルに含まれると考えてよいか。

○事務局：

第2次農業振興計画において、認定農業者を「中核的な農家」として位置づけており、「経営モデルの例示」の例示に示す4つのモデルに含まれるものである。

○副委員長：

認定農業者の経営体数は、いくつか。

○事務局：

現在、48経営体を認定している。西東京市在住だが、埼玉県で畜産を営んでいる方がおり、市内で農業を営んでいる認定農業者ということになると47経営体である。

○副委員長：

その方々が、経営改善計画書を出して、市長がそれを認定したということか。

○事務局：

そのとおりである。

○委員長：

認定の際、第2次農業振興計画の「経営モデルの例示」に示す経営モデル(ア)から(エ)までのいずれかに分けしての認定は、しているのか。

○事務局：

経営モデルを分けしての認定はしていない。

西東京市では、認定農業者に限定した補助制度はないが、安全安心農業推進事業補助金と市内産農産物活用推進事業補助金の二つについて、認定農業者への補助を上乗せして、認定農業者への支

援をしている。第2次農業振興計画の中で、認定農業者への支援の拡充の検討が示されており、新しい支援策を設けることのほか、二つの補助金の認定農業者への補助の拡充や、スクラップアンドビルドなども含めて検討していただきたい。予算の制約もある中での検討ということになるが、ご意見をいただきたい。

○委員：

認定農業者への有機肥料の購入等への補助などは、もう少し一般の農業者との差があってもいいと思う。

○副委員長：

認定農業者になってもメリットがないという農家からの声がある。その中で、各市が厳しい財政状況の中、いろいろな支援策を設けてきた。最初に支援策を打ち出したのは、日野市である。

日野市の認定農業者提案型経営改革事業補助金は、認定農業者が、自分で計画を提案し、それを審査会で審査、承認するといった制度になっている。その後、国分寺市でも同様の制度を導入している。そこまでいなくても、経営改善計画書を提出し、それを審査して、補助金を出すといった制度を設けている市は、多い。認定農業者に限定し、更に自ら作成した計画を提出するといった制度にすることにより、中身の濃い制度になっている。東京都の都市農業経営パワーアップ事業は、3人以上が集まらないと原則申請できず、また、何百万円といった事業に限定される。各市では、1人でも申請できるようにしたり、都の補助対象にならないハウスのビニール張替え等、10万円程度の少額補助も対象とする制度を設けたりしている。

○委員長：

認定農業者を育てるといった視点で補助金を考えることも大事だと思うが、いかがか。

委員：

西東京市の補助金は、二つ合わせて900万円とだいぶ多くなっているが、消化されているのか。

○事務局：

安全安心農業推進事業補助金については、70～80パーセントくらい、市内産農産物活用推進事業補助金については、例年50パーセントを下回っている。

○委員：

本人が、提案するかたちの事業は、いいと思う。農業の分野ではないが、本市で、市民企画事業というものがあり、毎年、市民提案型企画を募集している。農業分野でやってもいいのではないか。

○副委員長：

企画提案型とすることは、農業者が手を上げにくい、手を上げられないという側面があるかもしれない。

○事務局：

第2次農業振興計画策定の際に行った農業者連絡会の会長・副会長へのヒアリングの中で、検討してほしい項目を4点挙げられた。1点目は、認定農業者に対する情報提供支援をしてほしい、2点目は、認定農業者のPRと合せて、制度のメリットを感じられるものにしてほしい、3点目が、農産物の付加価値向上、ブランド化等への支援、4点目として、ボランティアの活用、マッチング機会の提供等となっている。2点目の制度のメリットでは、支援策の検討の点で、また、3点目の農産物の付加価値向上、農産物の付加価値向上では、認定農業者からのブランド化企画提案等

の点で、今日の審議内容にも関わるものとする。

○委員長：

市安全安心農業推進事業補助金について、基本的に認定農業者は申請、受給しているのか。

事務局：

認定農業者の申請率は、100パーセントではないが、高くなっている。

○委員長：

予算額から推察すると認定農業者以外の農業者の受給も多いと思われるが、そうではないか。

○事務局：

そのとおりである。

○委員：

認定農業者を育てていくのに、堆肥等の補助を行うことは必要であると思う。しかし、大事なことは、将来にわたって農業者が農業を続けていく意識の問題ではないか。勉強会を行う、先進事例の研究、例えば、オランダやベルギーなどのITを使った農業のことを研究するなど検討してはどうか。

○事務局：

認定農業者連絡会では、年1回ではあるが、自主的に勉強会を開催し、道の駅をプロデュースしている方を講師に招き、農産物の売り方を研究したりしている。市との連携を図っていく中で、認定農業者の集りに自己研鑽を図っていく場を設けることの検討も可能性としてはある。

○委員：

都の支援を受けるために、認定農業者になる人は多いのではないかと。他市の認定農業者への支援策を見ると、東京都の都市農業経営パワーアップ事業の小型版と思われる。都の支援を受けられない人のために、ビニールハウスのビニール張替え等を支援するメニューなどがあつた方がよいと思う。

○副委員長：

他市の例では、大きなものは、都の事業で、そうでないものは、市の事業でというように棲み分けができてきている。

○委員：

認定農業者とそうでない農業者との補助の差が大き過ぎるとよくないが、ある程度は必要である。

○事務局：

東京都では、平成26年度で都市農業経営パワーアップ事業を見直すとのことであつたが、来年度も実施するとの通知が届いている。その後についても、都市農業への支援策を検討しているとのことである。認定農業者の差別化について、都市農業経営パワーアップ事業の枠に入らない事業への支援でどのようなものができるか、事務局で案を検討したい。

○委員長：

都市農業経営パワーアップ事業の申請は、相当にあるのか。

○事務局：

原則3戸以上の経営体と一緒に申請するもので、ハウス整備、井戸の掘削等、施設整備が、主なものである。毎年、農業者に案内しているが、例年、希望者がおり、東京都に申請をしている状況である。件数的には、毎年3軒から5軒程度の農家から希望が出ている状況である。

○委員長：

農機等、機械は補助対象になるのか。

○委員：

ハウスを建てる場合などで、付随した暖房機等の機械整備に対しては、補助対象となっている。

○委員長：

東京都では、農業用機械に対する補助制度はないのか。

○委員：

昔はあったが、原則個人補助になる等の問題があり、現在は、廃止されている。ハウスの場合は、個人で使うものであるが、3戸以上で協力して、市の農業生産量をアップするという事で補助対象としている。

○委員：

西東京市の市内産農産物活用推進事業補助金の執行率からみて、百万円の未執行額があり、その予算を組み替えて、副委員長が提案していたビニール張替え等、10万円程度の少額補助を対象とする制度を設けることが可能なのではないかと。

○事務局：

予算枠の中で考え方を整理することが、必要である。既存予算を新しい事業に振り向けることは、可能である。予算の制約があるので、大きな事業は、都の事業で、そうでないものを市の事業でといった整理が必要ではないかと考えている。これらのことを踏まえ、新しい補助制度について、この委員会で審議いただきたい。

○委員長：

東京都の制度では、対象者の限定と3人以上がまとまらなければならないこと等の制約があり、そのことを踏まえた上で、西東京市の補助制度をどう作っていくか、その際、認定農業者の自主的な取組を促していくような制度作ることも検討の余地があるのではないかと。

○事務局：

委員長の示した方向性に沿って、事務局で、内容を整理し、次回以降、アウトラインを示したい。

○委員長：

これから認定農業者になる方や、新しい農業を展開していくときにいろいろな分野でいろいろなことを勉強していかなくてはいけない。そういう部分についての支援を検討する必要があるのではないかと考える。

○事務局：

そのことについては、認定農業者連絡会での勉強会などの取組があるが、東京都農林水産振興財団で、農業者の要望に対して講師派遣を積極的に行っている。東京都の方で経費を負担してお

り、農業者の集まる場があれば、現在、市内で行われていない新しい農業の取組など勉強する機会を確保することができる。認定農業者と市が連携し、また東京都の協力を得ることで、実現の可能性は、高いと考えている。

○委員長：

次に「地元と連携した後継者育成」を議題とする。

事務局に説明を求める。

○事務局：

(資料4-3の説明)

○委員長：

この件について、意見を求める。

○委員：

F&Uセミナーは、座学を中心とした栽培技術を学ぶセミナーである。今回の市の提案では、畑の場で栽培技術を学ぶものとなっているが、同様の取組として、世田谷区で20年くらい前から世田谷農業塾というものをやっており、毎年テーマを決めて、畑で、種まきから収穫、出荷まで一連の流れを全て学ぶことをやっている。三鷹市でも同様の農業塾を15年くらい前からやっている。F&Uセミナーの参加者は、新規就農よりも、Uターンの人が多くなっているのが現状である。F&Uセミナーは座学が中心であるため、南多摩普及センターでは、各農協と連携し、F&Uセミナー修了者が実践の場で学ぶ取組をしている。中央普及センターの場合、管内が広いため、セミナー修了者に対するフォローが難しいという事情がある。地元の事情を知っている地元の先輩の方々から指導をいただく機会を設けることで、就農者が、早く農業収入を上げていくことの効果が期待できる。何かテーマを決めて、やっていくのがよいのではないかと。

○委員：

今後の都市農家、農地の存続を考えた場合、一番重要なのは、優秀な農業後継者を育てていくことである。行政も、都市農業の存続に危機感を持って取り組んでいくべきである。かといって、農業後継者を甘やかし過ぎれば、本人の自覚が欠けてしまう恐れもある。後継者としての自覚を持つことに注意しながら育成に導くことができればと思う。

○委員：

後継者が高齢化しているのではないかとと思う。

○委員：

F&Uセミナーには、若い参加者もいるが、会社を早期退職されて参加する方も多く、平均すると四十代後半から五十位である。西東京市では、夫婦で参加している事例もある。

○委員：

F&Uセミナーを終わった方への地元でのフォローは、いいことだと思う。

○委員長：

年3回というのは、どんな内容でやることを念頭に置いているのか。

○事務局：

東京都農林水産振興財団で行っている援農ボランティア養成講座「青空塾」のカリキュラムなどを参考に1回あたりの時間は、2時間程度と考えている。地元の農業者と就農者の繋がりのおきつ

かけとなり、農業技術を伝える機会として3回程度、また報告会でお互いの声を聞く場を設けることを考えた。あまりハードルを上げて、参加しにくくなるのはどうかと考えている。なお、先輩農業者の指導のルールや方向性は、予め示すようにしたい。

○委員長：

地元と連携した後継者育成は、必要である。認定農業者の方でも後継者育成に自覚と責任をもってもらうことになろう。基本的に、市が中心になって行う事業の位置付けでよいのか。

○事務局：

第2次農業振興計画にも位置付けており、市が行う事業である。なお、F&Uセミナーについては、東京都とJAの共催であり、その修了者を対象とするものである。

○委員：

JAの中に生産に関する部会がある。その中でお互いに顔が見える人たちが、教える形になるのか思う。既に部会の中で、先輩に教わりながらやっている人もいるようである。行政が、後継者指導に取り組んでいくということになれば、JAとしては、地域振興担当や指導経済課と調整していきたい。

○事務局：

長くやっているところでは、細かくカリキュラムを組んで取り組んでいるところもあるが、本市では、素地がないところからのスタートなので、まず今回提案した形で始めさせていただければと考えている。

○副委員長：

私は、この案でいいと思っている。ところで、農業をはじめようか、迷っている人に、農業を始めるという決断を促すような方策はないか。

○事務局：

第2次農業振興計画に、若い担い手の育成の検討があり、意見交換を通じ、有効な支援策を検討することとされているが、その中で、議論されるものと考えている。

○後藤委員長：

この件について、方向性としては、よいものとする。

予定していた議題は、終わったが、その他何か発言したいことは、あるか。

(発言なし)

ないようなので、これで議題については、終わりとする。

次回の会議予定について、事務局に説明を求める。

○事務局：

今回は、10月以降の開催を予定している。本委員会の現委員の任期は、今年9月28日までとなっている。よって、今期の委員会で、本日が最後の委員会開催となる。今期委員会においては、委員の皆さまの協力により、第2次西東京市農業振興計画が策定できたことに感謝申し上げます。本日の審議内容については、次期委員会に引き継ぎさせていただく。委員の皆様には、今後も市の農業振興にご理解、ご協力をお願いしたい。

○委員長：

以上で会議を終了する。

(閉会)